

商品概要説明書

令和2年12月1日現在適用中

1. 商品名	・定期預金「令和018-II」
2. 取扱期間	・令和2年12月1日（火）～令和3年1月29日（金）まで
3. 募集金額	・50億円
4. 販売対象	・インターネットバンキングサービスⅡ（愛称：ネットバンキング）をご契約いただいている個人のお客さま
5. 期間	・1年 ・自動継続（元利金継続または元金継続）
6. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入（ネットバンキングからご指定の利用口座より振替にてお預け入れいただきます） ・1万円以上300万円以下（お一人さま合計300万円まで） ・1万円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
8. 利息 ①適用利率 ②利払頻度 ③計算方法	・下記の利率を初回満期日まで適用します 預入期間1年…年 0.180%（単利型） ・満期日以降に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
9. 税金	・お利息には源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
10. 手数料	—————
11. 中途解約 ①中途解約の取扱い ②中途解約利率	・原則、中途解約はできません やむを得ず中途解約する場合は窓口にて所定の手続きを行っていただきます ・中途解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに支払います ・中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたします ・1年もの 6ヵ月未満の場合…解約日の普通預金の利率 6ヵ月以上の場合…約定利率×50%
12. 金利情報の入手	・店頭窓口にお問合せください
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合せください

14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品はネットバンキング専用商品であり、窓口でお取り扱いしておりません・マル優のお取扱いはできません・総合口座の担保とすることができます・初回満期日以降は、継続日における「スーパー定期」もしくは「スーパー定期300」の店頭表示利率が適用されます（満期日以外は中途解約扱いとなります）・満期解約のお取扱いは、ネットバンキングからお客さまが解約操作をしていただく必要があります・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます
----------------	---